

専門学校 麻生リハビリテーション大学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法、理学療法士及び作業療法士法並びに言語聴覚士法（以下「法」という）の規定に基づき、リハビリテーション技術者として、必要な知識、技術及び態度を習得させ、専門職としての誇りと自覚を持ち、社会、地域福祉に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校麻生リハビリテーション大学校と称する。

(所在地)

第3条 本校は福岡県福岡市博多区東比恵3丁目2番1号に設置する。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
3. 第2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価)

第5条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する規程は別に定める。

(課程、学科、修業年限、定員及び在学年限)

第6条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	入学定員	総定員	修学年限	備考
医療専門 課程	理学療法学科（昼間）	80名	240名	3年	昼間 男女
	作業療法学科（昼間）	40名	120名	3年	昼間 男女
	理学療法学科（夜間）	30名	90名	4年	夜間 男女
	作業療法学科（夜間）	30名	90名	4年	夜間 男女
	言語聴覚学科（昼間）	40名	120名	3年	昼間

					男女
	言語聴覚学科（昼夜間）	40名	80名	2年	昼夜間 男女

2. 在学年限は、理学療法学科（昼間）、作業療法学科（昼間）、言語聴覚学科（昼間）は6年とし、理学療法学科（夜間）、作業療法学科（夜間）は8年、言語聴覚学科（昼夜間）は4年とする。ただし、同学年の在学は2年を超えない。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年、学期の開始及び終了）

第7条 本校学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 季節休暇
- (4) 創立記念日 4月1日

2. 学校長が必要と認める時は、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、又は臨時に学業を課すことがある。

第3章 入学等、休学、復学、退学、除籍及び復籍

（入学時期）

第9条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

（入学資格）

第10条 本校に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
- (2) 学校教育法第90条に該当する者。
- (3) 言語聴覚学科（昼夜間）においては4年制大学を卒業若しくは卒業見込みの者、または大学の専攻科、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。

（転科）

第11条 他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上、可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2. 転科に必要な事項は別に定める。

(編入学)

第12条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能でありかつ欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2. 編入学に必要な事項は別に定める。

(転入学)

第13条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2. 転入学に必要な事項は別に定める。

(再入学)

第14条 退学もしくは学則第20条第4号、第5号、第6号の規定により除籍となったものが再入学を願い出た場合、選考の上、これを許可することがある。

2. 再入学に必要な事項は別に定める。

(入学志願手続)

第15条 本校に入学を志願する者は別に定める書類に所定の入学検定料を添えて学校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第16条 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

2. 学校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。
3. 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人および保護者等1名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない理由によって休学しようとする者は、その理由を付し保証人連署の上、定められた休学願を提出し、校長の許可を得て、休学することができる。

2. 休学期間は、休学を許可された日から最長で当該年度末日までとする。ただし、特別の事情がある場合には、校長の許可を受けて当該年度末日の翌日から引き続き1年まで延長することができる。
3. 前項の休学期間は、第5条第2項に定める在学年限に算入しない。

4. 休学期間は修学年限と同じとする。
5. 学校長は、疾病等のため、修学が困難と認められる場合休学を命ずることができる。
6. 病気その他やむを得ない理由で当該学年の3ヶ月以上欠席する者は進級できない。

(復学)

- 第19条 休学期間満了の場合または休学の期間中にその理由がなくなった時は学校長に願い出て、その許可を得て、復学することができる。
2. 休学者の復学時の学年は、休学許可時の学年とする。
 3. 学則および学生に関する規程については、復学時の学年の学則等を適用する。但し校納金及び教育課程に関しては、入学時の規定を適用する。

(退学)

第20条 退学しようとするものは、別に定める書類を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 学校長は、次の各号に該当する者を、別に定める運営会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者
- (3) 授業料その他の納付金を納付期限の翌日から起算して5ヶ月以上滞納した者
- (4) 第17条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 第5条第2項に定める在学年限が所定の年数を超える者
- (6) 同学年の在学が2年を超える者

(復籍)

- 第22条 前条第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、選考の上、これを許可することができる。
2. 復籍に関する規程は別に定める。

第4章 教育課程

(教育課程)

第23条 本校の教育課程及び時間数は別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6のとおりとし、授業科目を各学年次に配当して編成するものとする。

(授業時間)

- 第24条 本校の始業および終業の時刻は、9時10分から18時まで（昼間）とする。
2. 本校の始業および終業の時刻は、18時10分から21時20分まで（夜間）とする。
 3. 本校の始業および終業の時刻は、9時10分から18時50分、18時10分から21時40分まで（昼夜間）と

する。

4. 第1項から第3項の時間内で学生に提示した時間割に基づき授業を行う。ただし、セミナー・特別講義等では上記時間以外で授業を行うことがある。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

第25条 授業科目の評価は、別に定める規程による。

(入学前の授業科目の履修等)

第26条 理学療法学科および作業療法学科において、指定規則別表第1、1の2、2および2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に該当するものと認められる場合には、本校における履修に替えることができる。

2. 言語聴覚学科において、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校における履修に替えることができる。ただし、言語聴覚学科（昼夜間）においては、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学に限る。
3. 第1項、第2項の認める単位数については、編入学および転入学の場合を除き、本校で修得する単位数の2分の1を超えないものとする。
4. 第1項、第2項並びに第3項に関する規程は別に定める。

第5章 卒業等

(課程修了の認定)

第27条 本校の学科における卒業の認定は、別に定める「履修規程」に定める卒業要件に基づき、学校長が行う。

2. 学校長は前項で卒業の認定を受けた者に対し、卒業証書を授与する。

(資格の取得)

第28条 本校の理学療法学科を卒業した者には、理学療法士国家試験の受験資格が与えられ、作業療法学科を卒業した者には、作業療法士国家試験の受験資格が与えられ、言語聴覚学科を卒業した者には言語聴覚士国家試験の受験資格が与えられる。

(称号の授与)

第28条の2

本校の理学療法学科（昼間）を卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
本校の作業療法学科（昼間）を卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

本校の言語聴覚学科（昼間）を卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
本校の理学療法学科（夜間）を卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
本校の作業療法学科（夜間）を卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
本校の言語聴覚学科（昼夜間）を卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第6章 外国人学生

（外国人）

第29条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、特別の選考を経て入学を許可することがある。

2. 外国人の入学資格、入学志願手続、その他必要な事項は別に定める。
3. 外国人とは、日本以外の国籍を有する者で、かつ日本において高等学校若しくはこれに準ずる学校、若しくは中等教育学校を卒業していない者をいう。

第7章 賞 罰

（表彰）

第30条 学業、操行共に優秀な者、その他善行があつて他の模範となる者がある時はこれを表彰することができる。

（懲戒）

第31条 学校長は、本校の規則に違反、又は本校の学生として本分に反する行為があつた場合において、教育上必要と認められるときには、学生に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、謹慎、停学および退学の4種類とする。
3. 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本校の学則及び諸規程に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為（犯罪行為）
 - (3) 人権を侵害する行為
 - (4) ハラスメント行為
 - (5) 情報倫理・学問倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 試験等における不正行為
 - (8) その他学生の本分に反する行為
4. その他必要な事項は別途定める。

第8章 健康管理その他

（健康診断）

第32条 学校保健安全法第13条に基づき、学校長は校医を置き、定期に又は臨時に健康診断を実施する。

2. 前項の健康診断の結果に基づき、学校長は疾病の予防措置を行い、または治療を指示し、ならびに運動及び学習活動を制限する等適切な処置を講ずることがある。

第9章 授業料、入学金等

(納付金)

第33条 本校の授業料、入学金、その他必要とする納付金に関する事項は「別表7」に定める。既に納付した授業料、入学選考料、入学金及び施設・設備費は返還しない。ただし、特別な事由があると学校長が認めた場合はこの限りではない。

(連帯保証人)

第34条 校納金支払につき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

(連帯保証人の変更)

第35条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学および停学の場合の納付金)

第36条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費は徴収する。

2. 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の納付金)

第37条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費は徴収する。

(復学の場合の納付金)

第38条 復学した者の校納金は、入学時の規定を適用する。

2. 復学した者は、所定の期日までに校納金を納入しなければならない。

第10章 教職員組織及び運営

(組織)

第39条 本校に次の教職員を置く。

学科名	学校長	専任教員	講師	校医
理学療法学科（昼間）	1名	9名以上	8名以上	1名以上
作業療法学科（昼間）		6名以上	5名以上	
理学療法学科（夜間）		6名以上	5名以上	
作業療法学科（夜間）		6名以上	5名以上	

言語聴覚学科（昼間）		6名以上	6名以上	
言語聴覚学科（昼夜間）		5名以上	4名以上	

（会議）

第40条 学校の円滑かつ公正な運営を図るため、次の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 入試会議
- (4) カリキュラム会議

2. 各々の会議に関し、必要なことは別に定める。

第11章 雑 則

（保護者等）

第41条 第19条第3項に定める保護者等の定義等については、別に定めるものとする。

附 則

この規則は平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は平成14年 4月 1日から施行する。

（理学療法学科夜間課程、作業療法学科夜間課程、言語聴覚学科の新設）

附 則

この学則は平成16年 3月 1日から施行する。

（専門士の称号を授与する条文（理学療法学科）の追加）

（専門士の称号を授与する条文（作業療法学科）の追加）

（専門士の称号を授与する条文の新設）

附 則

この学則は平成17年 3月 3日から施行する。

（専門士の称号を授与する条文（言語聴覚学科）の追加）

附 則

この学則は平成17年 4月 1日から施行する。

（言語聴覚学科カリキュラムの変更）

附 則

この学則は平成17年12月26日から施行する。

専門士の称号を授与する条文（理学療法学科（修学年限4年））の追加）

専門士の称号を授与する条文（作業療法学科（修学年限4年））の追加）

附 則

この学則は平成18年 4月 1日から施行する。

(理学療法学科(修学年限3年)の入学定員及び総定員の変更)

(作業療法学科カリキュラムの変更)

(除籍に関する規定の追加)

附 則

この学則は平成20年 4月 1日から施行する。

(納付金の変更)

附 則

この学則は平成22年 4月 1日から施行する。

(言語聴覚学科カリキュラムの変更)

附 則

この学則は平成23年 4月 1日から施行する。

(理学療法学科、作業療法学科、理学療法学科夜間課程、作業療法学科夜間課程カリキュラムの変更)

附 則

この学則は平成24年 4月 1日から施行する。

(学校名の変更)

附 則

この学則は平成28年 4月 1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学 に対しては、従前の学則を適用する

(第4条 (自己点検・評価)の条文を追加)

(第5条 (課程、学科、修業年限、定員及び在学年限) 2.の条文を変更)

(第9条 入学資格の条文を追加)

(第13条 (入学手続き及び入学許可)の条文「所定の納付金」を「第30条に定める納付金」に変更)

(第14条 (保証人)の条文に「一身上の都合」「一身上について」に変更)

(第16条 (休学)の条文に項目を追加)

(第19条 (除籍)の条文に(4) (5) (6)を追加)

(第20条 (復籍) _____の条文を追加)

(第22条 (授業時間)を追加)

(第28条 (懲戒)の条文を変更)

(第29条 (健康診断)の条文を「学校保健安全法第13条に基づき」に変更)

(第30条 (納付金)の条文を変更)

(第31条 (退学および停学の場合の納付金)の条文を追加)

(第32条 (休学の場合の納付金)の条文を追加)

(第33条 (復学の場合の納付金)の条文を追加)

(第35条 (会議)「四、カリキュラム会議」を追加)

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

(納付金の変更)

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成29年度以前の入学 に対しては、従前の学則を適用する。
(第11条 転科の条文、2. 転科に必要な事項は別に定める。を追加)

(第10条 編入学の条文を追加)

(第11条 転入学の条文を変更)

(第12条 再入学の条文を変更)

(第13条 復籍の条文を変更)

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

(第19条 復学を変更)

(第32条 外国人を追加)

(第36条 復学の場合の納付金を変更)

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

(第4条 学校評価を追加)

(第6条 課程、学科、修業年限、定員及び在学年限を変更)

(医療専門課程 言語聴覚学科 昼夜間部を追加)

(第10条 入学資格を変更)

(第19条 5項を削除)

(第24条 教育課程を変更)

(第25条 授業時間を変更)

(第27条 入学前の授業科目の履修等を変更)

(第38条 組織を変更)

附 則

この学則は令和3年4月1日から施行する。

(第6条 課程、学科、修業年限、定員及び在学年限を変更)

附 則

この学則は令和4年4月1日から施行する。

(第16条 入学手続き及び入学許可の条文を変更)

(第17条 条文を削除)

(第18条 条文を削除)

(第28条 称号の授与の条文を変更)

(第34条 連帯保証人の条文を追加)

(第35条 連帯保証人の変更の条文を追加)

(第 41 条 保護者等の条文を追加)

附 則

この学則は令和5年4月1日から施行する。

(第23条 授業時間の条文を変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日から施行する。

(第11条 転科の条文を追加)

(第18条 休学の条文を変更)

(第19条 復学の条文を追加)

(第20条 退学の条文を追加)

(第21条 除籍の条文を追加)

(第22条 復籍の条文を追加)

附 則

この学則は令和7年4月1日から施行する。

(第23条 教育課程の条文を変更)

(第24条 授業時間の条文を変更)

(第27条 進級及び卒業の条文を変更)

(第39条 組織の条文を変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日から施行する。

(第6条 課程、学科、修業年限、定員及び在学年限の条文を変更)

(第23条 教育課程の条文を変更)

(第27条 進級及び卒業の条文を変更)

別表 1 ～ 別表 6
省略

別表7 入学金および授業料等

(単位：円)

課 程	学科名	入学金	授業料	施設設備費
医療専門課程	理学療法学科（昼間）	300,000円	1,060,000円	300,000円
	作業療法学科（昼間）	300,000円	1,060,000円	300,000円
	理学療法学科（夜間）	300,000円	795,000円	200,000円
	作業療法学科（夜間）	300,000円	795,000円	200,000円
	言語聴覚学科（昼間）	300,000円	1,060,000円	300,000円
	言語聴覚学科（昼夜間）	300,000円	900,000円	250,000円
入学選考料	全学科	30,000円		

*テキスト・ユニフォーム・臨床実習費その他の諸費用（3月納入）は、各学年で別途実費負担する。